

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改正案				
別紙様式第8号（第111条第1項関係） （日本工業規格A4）				
第1 事業概況書 （略）				
年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				
1～14 （略）				
15 単体自己資本比率の状況				
		信用リスク・アセット算出手法		
（単位：百万円）				
項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				

現 行				
別紙様式第8号（第111条第1項関係） （日本工業規格A4）				
第1 事業概況書 （略）				
年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				
1～14 （略）				
15 単体自己資本比率の状況				
		信用リスク・アセット算出手法		
（単位：百万円）				
項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額（イ） －（ロ）（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Ti				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額（イ） －（ロ）（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				

er 1 資本調達手段の額				
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本不足額				
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier 1 資本				
その他Tier 1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)				
Tier 1 資本				
Tier 1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額				
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額				

特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額				
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第 5 条第 2 項)によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第 7 条第 2 項)によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本不足額				
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier 1 資本				
その他Tier 1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)				
Tier 1 資本				
Tier 1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額				
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				

うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				

うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				

オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額(ヲ)				
自己資本比率				
普通出資等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%
Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				

オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)				
自己資本比率				
普通出資等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%
Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から				

適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 3 「その他Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 4 「Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 5 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 6 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2～第6 （略）

適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。
- 4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 5 「その他Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 「Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2～第6 （略）

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改正案				
別紙様式第9号（第111条第1項関係） （日本工業規格A4）				
第1 事業概況書 （略）				
年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				
1～14 （略）				
16 単体自己資本比率の状況				
		信用リスク・アセット算出手法		
（単位：百万円）				
項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				

現 行				
別紙様式第9号（第111条第1項関係） （日本工業規格A4）				
第1 事業概況書 （略）				
年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				
1～15 （略）				
16 単体自己資本比率の状況				
		信用リスク・アセット算出手法		
（単位：百万円）				
項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額（イ） －（ロ）（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額（イ） －（ロ）（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				

適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本不足額				
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier 1 資本				
その他Tier 1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)				
Tier 1 資本				
Tier 1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額				
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額				
うち、適格引当金Tier 2 算入額				

er 1 資本調達手段の額				
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第 5 条第 2 項)によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第 7 条第 2 項)によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本不足額				
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier 1 資本				
その他Tier 1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)				
Tier 1 資本				
Tier 1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額				
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				

公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier 2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier 2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier 2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier 2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2資本				
Tier 2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				

うち、一般貸倒引当金Tier 2算入額				
うち、適格引当金Tier 2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第2項) によりTier 2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第2項) によりTier 2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier 2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第2項) によりTier 2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2資本				
Tier 2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット				
資産 (オン・バランス) 項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				

オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額(ヲ)				
自己資本比率				
普通出資等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%
Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算				

オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)				
自己資本比率				
普通出資等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%
Tier1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算				

入上限額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）				

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 3 「その他Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 4 「Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 5 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 6 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2～第6 (略)

入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）				
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）				

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。
- 4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 5 「その他Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 「Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2～第6 (略)

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改正案				
別紙様式第10号（第111条第1項関係）		（日本工業規格A4）		
（略）				
第1 事業概況書				
年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				
1・2 （略）				
3 連結自己資本比率の状況				
信用リスク・アセット算出手法				
（単位：百万円）				
項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの				

現 行				
別紙様式第10号（第111条第2項関係）		（日本工業規格A4）		
（略）				
第1 事業概況書				
年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				
1～2 （略）				
3 連結自己資本比率の状況				
信用リスク・アセット算出手法				
（単位：百万円）				
項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				

外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier 1 資本不足額				
普通出資等Tier 1 資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier 1 資本				
普通出資等Tier 1 資本の額（イ） －（ロ）（ハ）				
その他Tier 1 資本に係る基礎項目				

うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier 1 資本不足額				
普通出資等Tier 1 資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier 1 資本				
普通出資等Tier 1 資本の額（イ） －（ロ）（ハ）				

その他Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額				
その他Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額（ニ）				
その他Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本不足額				
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier 1 資本				
その他Tier 1 資本の額（（ニ）－（ホ）（ヘ）				
Tier 1 資本				

その他Tier 1 資本に係る基礎項目				
その他Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額				
その他Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条）によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額（ニ）				
その他Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本不足額				
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier 1 資本				

Tier 1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額				
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額				
Tier 2 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額				
うち、適格引当金Tier 2 算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				

その他Tier 1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)				
Tier 1 資本				
Tier 1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額				
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額				
Tier 2 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額				
うち、適格引当金Tier 2 算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 4 条第 2 項）によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 5 条第 2 項）によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 6 条）によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2 資本調達手段の額				

調整項目に係る経過措置によりTier 2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2資本				
Tier 2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)				
連結自己資本比率				
連結普通出資等Tier 1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%
連結Tier 1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				

意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier 2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第2項) によりTier 2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2資本				
Tier 2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット				
資産 (オン・バランス) 項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第2項) によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
連結自己資本比率				
連結普通出資等Tier 1比率 ((ハ) / (ヲ))		%		%
連結Tier 1比率 ((ト) / (ヲ))		%		%
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		%		%

その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(記載上の注意)

- 「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「その他Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(フ)	%	%
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額		
一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額		
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額		
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額		
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		

(記載上の注意)

- 「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

- 5 「その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 「Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 （略）